

請 願 文 書 表

請願第 1 号

- 1 令和2年2月19日受理
- 1 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書を求める請願
- 1 要 旨 別紙のとおり
- 1 請願者住所氏名 札幌市東区北9条東1丁目2-22
北海道医療労働組合連合会
執行委員長 鈴木 緑
- 1 紹介議員 藪田 享・中村 千春

令和2年3月17日提出

長沼町議会議長 平井 儀 一

厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立
・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡
充を求める意見書を求める請願

請願趣旨

9月26日厚労省は、自治体が運営する公立病院と日本赤十字など公的機関が運営する公的病院の4分の1超にあたる全国424の病院をリストアップし、「再編統合について特に議論が必要」とする分析結果とともに対処となる病院名の公表を行いました。これは、2017年度の報告データを基に、①「診療実績が少ない」②「他の医療機関と競合している」などの分析を行い、2020年までに統廃合・再編・ベッド縮小などの計画を具体化することを求めたものです。このリストには道内54の病院も含まれています。

今回の厚労省の公表と要請は「地域医療構想」の進捗のみを目途に、地域や病院の実情や現状を一切勘案することなく、画一的な基準で「再検討」を求めるものです。これは、道知事の権限に対する越権行為であり、地方自治に対する侵害です。

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合がすすめられれば、地域での医療を必要とする患者・住民が、安全で質の高い医療を受けることができなくなります。また、医師や看護師などの医療労働者の不安を増大させ、離職・退職の加速や新規採用をいっそう困難にすることは明らかです。

厚労省の公表と要請に対して、当該・連携する医療機関や地域住民から怒りの声が多数あがっています。

今回公表された公立・公的病院は、住民が安心して地域で住み続けるために必要な医療機関であり、必要な病床です。厚労省が求める「再検証」は、安倍政権が掲げる地方創生にも逆行する「地方切り捨て」であり、また、地方自治の本誌にも反するもので、容認できるものではありません。

道内54病院を含む424病院のリストと「再検証」の要請を白

紙撤回し、地域医療を守る観点からよりいっそうの拡充を図ることが求められています。安全・安心の医療を実現するためにも、下記の事項について国に要望します。

記

1. 道内54病院を含む424病院のリストと「再検証」については、白紙撤回とすること。
2. 国の責任で医師・看護師などの確保をすすめ、地域住民が医療を受ける権利を保障する施策を強めること。そのために財源措置を講じること。

以 上

地域医療構想に関する意見書

先日26日に開催された「地域医療構想に関するワーキンググループ」において、診療実績データ等による分析の結果として、診療実績が特に少ない、またが、医療機能が類似し、かつ近接しているとされた公立・公的医療機関等が公表され、道内からは54の医療機関が対象となりました。

公表された医療機関においては、地域で担うべき役割や医療機能別の病床数等に係る具体的対応方針が、他の医療機関の診療実績や将来の医療需要等を踏まえ、地域医療構想に沿ったものとなっているか再検証することが求められ、その結論を来年9月までに得ることとされています。

人口減少が進む中、地方創生に取り組む地域にとって、医療は欠くことのできない社会基盤であり、本道においては、地域医療構想のもとで、急性期機能の集約化や医療機関の再編・統合など、効率的な医療提供体制の構築を図るべく、地域の関係者が連携し、さまざまな議論を積み重ねている状況にある中、特定のデータ、全国一律の基準による分析によって、個別の医療機関に再編・統合の検討を求める方法は、地域の実情に対する配慮を欠き、地域の議論に停滞や混乱をもたらしかねない。

よって、国においては、今般の分析の趣旨や取り扱いについて十分に説明責任を果たすとともに、医療機関が再検証した内容については地域の意向として尊重し、結論を得る時期についても地域の実情を踏まえて柔軟に対応することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月17日

長沼町議会議長 平 井 儀 一

提出先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

総 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

規 制 改 革 担 当 大 臣

各 通